

5月8日以降の新型コロナウイルスへの対応について

1. はじめに

2023年5月8日（月）より、新型コロナウイルス（以下、「コロナ」）は感染症法において5類に位置付けられました。これにより、罹患者に対する外出制限がなくなり、濃厚接触者の特定・外出制限も廃止されます。

しかしながら、コロナは学校保健安全法にて「学校において予防すべき感染症（次ページ5を参照）として出席停止の対象に位置付けられていることから、コロナに罹患した場合は、引き続き出席停止とします。これを理由とする授業の欠席が本人の不利益にならないよう、担当教員に配慮を依頼できます。配慮依頼には、必ず本人からの申請が必要ですので、下記の案内をよく読んで、必要な対応をとってください。

2. 新型コロナウイルスに罹患した場合

①コロナと思われる症状が出た場合は、医療機関を受診するか、抗原検査キット（厚生労働省が認可しているものに限る※）にて感染したか否かを確認してください。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html を参照。

コロナに罹患していた場合 : 下記②へ

コロナに罹患していなかった場合 : 次ページ 4へ

②コロナに罹患していた場合は、配慮申請に必須となりますので、「診断書（発症日が記載されたもの）」を発行してもらうか、「陽性判定が出た抗原検査キット」の写真を撮影しておいてください（ペンなどで検査キットに検査日・氏名を記入すること。検査キットのパッケージと一緒に撮影すること）。

【提出書類として成り立たない例】

- ・処方箋
- ・請求書（明細書）
- ・都や県からの案内
- ・フルネームが書かれていない検査キット（苗字のみなど）
- ・検査日付が書かれていない検査キット

③症状が軽快した後に、所定のGoogle フォーム※に入力してください。

※ <https://forms.gle/Rz1RF7vJkeJbgnyZA>

なお、デザイン工学部事務への個別のメール・電話等の連絡は不要です。

（症状が軽快した後・治癒後でないと、出席停止期間が確定しませんので、症状軽快後の入力をお願いいたします。）

④デザイン工学部事務にて、内容を確認後、授業担当教員に配慮を依頼します。配慮の内容の判断は、各教員になります。単位を保証するものではありませんので、予めご了承ください。

⑤Google フォームへの入力とは別に、あなたから授業担当教員へ直接、メールにて配慮依頼を申し出てください。

⑥期末試験（定期試験およびそれに準ずる試験）・期末レポートに関する配慮は、本案内とは別に手続きが必要です。

期末試験・期末レポートに関する配慮については、別途ご案内します。

3. 家族など身近な方が新型コロナウイルスに罹患した場合

新型コロナウイルス罹患者との「濃厚接触者」という定義はなくなります。

しかしながら、感染している可能性がある点を踏まえて、ご自身で以下の対策・配慮をお願いいたします。

- ・自身の体調に気を付ける
- ・一定期間（7日間が目安）不織布マスクを着用する。

4. 新型コロナウイルスと思われる症状が出たが、罹患していなかった場合

出席停止とはなりませんが、まずは、体調第一に過ごしてください。

また検査結果が偽陰性であった可能性も踏まえ、一定期間は不織布マスクを着用するなど、感染予防対策を行ってください。

5. 参考：学校において予防すべき感染症の種類

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血症、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS コロナウイルス、鳥インフルエンザ（H5N1型）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1型）および新型インフルエンザ等感染症を除く）、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹（三日ばしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

以上